



イラン：「共同行動計画」第一段階措置の実施開始（2014年1月20日）（報道とりまとめ）

2014年1月20日、イランは、イランがP5+1と2013年11月に合意した核問題の包括解決に向けた第一段階の措置の履行を開始した。第一段階措置の実施期間は6ヵ月である。

「共同行動計画」第一段階措置実施までの経緯

2014年1月12日、ジュネーブ合意における「共同行動計画」の実施日程に関し、イランとP5+1が合意したと双方が発表し、第一段階措置が2014年1月20日から開始されることが確定した[「イラン：「共同行動計画」第一段階措置の実施日程に関する合意（2014年1月12日発表）」『中東かわら版』No.262（2014年1月17日）；「イラン：「共同行動計画」第一段階措置の実施日程に関する合意に至るまでの経緯」『中東かわら版』No.264（2014年1月17日）参照]。

1月17日、IAEAの天野事務局長は、ジュネーブ合意に関し、IAEAがイランの核開発に対する監視と実態調査を担当すると発表した。翌18日、イラン原子力庁のキャマルヴァンディー報道官は、「IAEAの査察団が18日にテヘラン入りし、一部のイラン原子力庁の関係者と会談する」「査察団はイランの自発的な措置を20日に報告し、ジュネーブの共同措置の実施の第一歩が正式に踏み出される」と述べた。

「共同行動計画」第一段階措置の実施の開始

イラン原子力庁のサーレヒー長官は2014年1月20日、イランがジュネーブ合意に基づき、自主的に濃縮度20%のウラン製造の停止を開始したと述べ、「イランの核問題は解決に向かっており、イランとP5+1は、決まった措置を実行している」と語った。

同日、IAEAは加盟国向けの報告書で、「2014年1月20日をもって、イランが濃縮度5%を超えるウランの製造を停止したことを確認する」とした。IAEAの文書によれば、イランは国内2施設（ナタンズ施設とフォルド施設）で濃縮度5%を超えるウランの生産を停止し、20%濃縮ウランの希釈化も始めた。同文書は、建設中のアラークの実験用重水炉について、イランが20日時点で、さらなる活動は行っていないと指摘した。

ザリーフ外相は「履行により（核問題の）最終解決に向けた協議への道が開かれることを期待する」と表明した。これを受け、EUの外相理事会は1月20日、対イラン制裁の一部停止を決定し、米商務省報道官も制裁の一部緩和を発表した。

EU外務安全保障上級代表のマン報道官は、「EUは、IAEAが20日、イランによるジュネーブ合意の取り決め履行に関する報告を提出した後、対イラン制裁の解除に向けた措置をとる」「EUの外務大臣はこれに関して、ブリュッセルで会合を開く」と述べた。

制裁緩和により、イラン国外で凍結されている42億米ドルの同国の原油収益の凍結が向こう6ヵ月間にわたり段階的に解除され、石油化学製品の輸出、金など貴金属の取引、および自動車部門の物品・サービスに関する制裁も停止される。